

西宮市市営住宅家賃建替減免実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公営住宅法第43条第1項の規定に基づき、市営住宅(以下「住宅」という。)の建替事業に伴う家賃の減額について必要な事項を定めることを目的とする。

(減額対象)

第2条 この要綱による家賃の減額は市長が定める建替実施団地および建替計画団地の入居者(以下「対象入居者」という。)を対象とする。

(適用範囲)

第3条 対象入居者のうち、新たに入居する住宅の家賃が建替前の住宅の最終家賃を超えることになる者に適用するものとする。この時公営住宅法第16条第1項(家賃の決定)、同第28条第2項(収入超過者に対する家賃)又は第29条第5項(高額所得者に対する家賃)の規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃の減額期間)

第4条 前条の規定による家賃の減額は、建替入居時より5年間とする。

(家賃の減額方法)

第5条 第3条の規定による減額後の家賃は、次の表の入居期間の欄の区分に応じ、減額後の家賃の欄に定める方法により算出した額とする。

入居期間	負担調整のための率	減額後の家賃
初年	5/6	建替後家賃 - $5/6 \times (\text{建替後家賃} - \text{建替前家賃})$
2年目	4/6	建替後家賃 - $4/6 \times (\text{建替後家賃} - \text{建替前家賃})$
3年目	3/6	建替後家賃 - $3/6 \times (\text{建替後家賃} - \text{建替前家賃})$
4年目	2/6	建替後家賃 - $2/6 \times (\text{建替後家賃} - \text{建替前家賃})$
5年目	1/6	建替後家賃 - $1/6 \times (\text{建替後家賃} - \text{建替前家賃})$
6年目		建替後家賃

(家賃額の通知)

第6条 前条で定められた減額後の家賃額については、収入認定通知書とともに 2 月 1 日に対象者へ建替減免決定通知書により通知するものとする。

(家賃額の変更)

第7条 収入に変更のあった対象入居者は家賃額を見直し、家賃額が変更になるときにはその都度通知するものとする。ただし、収入の増減報告があった翌月から家賃額を変更するものとする。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。